平成27年度 第3回 権利擁護専門部会

- 1. 日時 平成27年2月4日 (木) 午後1時から
- 2. 会場 千葉県庁本庁舎 5 階大会議室
- 3. 出席者
 - (1)委員(19名中14名出席)

佐藤委員(部会長) 白井委員(副部会長) 五十嵐委員 稲阪委員 植野委員 岡本委員 酒井委員 佐久間委員 渋沢委員 滑川委員 橋野委員 早坂委員 山岸委員 吉井委員

(2)県

古屋課長 菅野副課長兼権利擁護推進室長 橋本療育支援班長 石毛施設指導班長 小菅副主幹 増田副主幹 出口副主幹 家城副主査 瀬谷主事 青木主事

1. 議 題

- ① 平成28年度重点事業について
- ② 障害者虐待通報等の状況について
- ③ 平成27年度障害者虐待防止・権利擁護研修について
- ④ 障害者差別解消法について
- ⑤ 広域専門指導員の活動報告について
- ⑥ その他
- 2. 閉 会

4. 議事における意見及び質疑応答

① 平成 28 年度重点事業について

(意見なし)

②障害者虐待通報等の状況について

※非公開部分に係る議事内容は一部修正・削除しています。

(佐藤委員)

国の虐待防止に関する統計が公表されている。国と比較すると、通報件数が全体的に減少気味であるのは一緒だが、施設虐待における千葉県の通報件数は前年の約4分の3に減っている。減少の理由について、委員各位よりご意見を頂きたい。加えて、市町村と27年度上半期のデータも出ているので併せてご意見を頂きたい。施設虐待における通報件数について、厚労省の専門官は、「施設からの通報が増えたため」と分析している。御意見を踏まえ、県の虐待防止施策に生かして頂きたい。

(植野委員)

通報届出受理後、行政が虐待かどうかを判断するとのことだが、判断の 基準を確認したい。私が関わっているケースで、行政も「虐待の疑いがあ る」と認めている場合でも「疑いがある」程度では、件数に入っていない ということか。

(橋野委員)

虐待の疑いがある事案についても必ず受理し、事実確認をしている。事 実確認に時間がかかる事案もあるが、受理は必ずしている。

(植野委員)

さまざまな解釈になってしまうと思うので、今後調査を行う際には、解 釈を整理すると良いのではないか。

(滑川委員)

「事実確認未実施」の定義について伺いたい。事実確認をしたが、確認 が出来ず未実施なのか、または事実確認そのものを行っていないというこ とか。

(橋野委員)

件数については、通報届出だけでなく相談も含めた件数を計上している。本市では 26 年に虐待防止対策協議会を高齢者・障害者と統合した。協議会内には児童虐待や DV など庁内の虐待関係担当部署が全部参加している。担当職員の実務者会議も定期的に行ってきた。関係機関から、障害者虐待防止法の対象範囲ではない虐待に係る相談が多く、高齢者虐待に係る通報・相談が多かった。児童虐待に係る通報・相談については、間もなく18 歳になるため障害者虐待防止法による対応への引き継ぎも含めた相談が何件かあった。匿名の相談も何件か受け付けている。

多いのは高齢者虐待で、高齢者本人が障害者手帳を持っている場合は、地域包括が主に対応するが、要請があればケース会議等支援の面では協力する。事実確認は担当しない。高齢者虐待で多かったパターンは、親と子どもの二人暮らしで、子どもの障害については親が全面的に支援をして、福祉サービスとのつながりが無く、外出もなかったケースが何件かあった。26年は相談として受けていたが、27年に入ってからネグレクトやセルフネグレクトとして虐待認定したケースもある。高齢者虐待のかなり複雑なケースが増えているので、高齢者虐待の対応だけでは支援がむずかしい場合もある。

(渋沢委員)

相談通報届出件数と事実確認結果の件数が合わないのはなぜか。

(事務局)

25年度に通報が入り、26年度に事実確認をおこなった事案があるので、 数字が合わなくなっている。

(渋沢委員)

相談があっても相談件数に入れていない市町村はかなりあるのではないか。県から計上の仕方を市町村に示す必要があるかと思う。

GHで世話人が利用者を叩き、それを県に報告したが、県から電話にて指導されたと地元で聞いた。しかし、電話での指導だけで良いのかと思う。事案の背景を一緒に考えていかないと、広い意味での解決につながらないのではないかと感じる。

県は、虐待防止センターとして現場に行くなどの対応は行っているのか。

(事務局)

資料 2-4 について、県権利擁護センターの役割について説明する。県権利擁護センターに直接通報が入った場合、支給決定市が分かる場合は支給決定市に事実確認を依頼する。事実確認は市町村の責務となっている。「虐待あり」と判断されれば県に報告があがる。県と市町村とのここまでの連絡調整は、県権利擁護センターが担当する。また、県障害福祉課内部では、権利擁護センターと指導権限がある担当室班とで情報共有を行い、担当室班にて対応方針を考える。市から「虐待あり」の報告がなされた場合、担当室班で協議し、適切な権限行使を行うこととなる。県権利擁護センターは実働部門ではなく、市町村との連絡調整や使用者虐待の通報届出受理、周知・啓発が法律上の役割となっている。

(渋沢委員)

個別事案については取り扱わないという理解でよろしいか。虐待かどうか迷った事案の現地調査に行ったり、対応終了後の事案の振り返りを行うなどはしないのか。

(事務局)

それぞれの事案による。支給決定市が分からない場合には直接事実確認 に行くこともある。また、困難な事案は市町村と都度連携を図るなどして いる。

(滑川委員)

被虐待者本人に事実確認をする場合、質問内容に対して記憶のすり替えが起きたり、誘導されてしまう場合もあると思う。県や市町村が何度も聞くと、虐待の事実を正確に把握できない場合もあると思うが、現場の状況はどうなっているのか。

(事務局)

重度の知的障害者等、必ずしも御本人から事実確認できない場合もあるので、その場合、施設従事者や他の利用者からなど、幅広く聞き取りを行い、客観的な事実確認結果をもって判断をすることもある。また、実際の現場に合わせ、対象者や聞き方について工夫をすることが考えられる。

(滑川委員)

何回も聞き取りをすると、御本人の記憶が変わってしまうことがある。 警察や県が共同で事実確認を行ったり、聞く回数を少なくする等の工夫は しているのか。

(事務局)

御本人が話しやすいよう、家族や相談支援専門員に同席してもらうなど の工夫をするよう市町村へアドバイスをしている

(白井委員)

現場の実態がなかなか見えてこないので、今のような疑問点をあげてい ただき、解明していかなければならない。

(植野委員)

障害者虐待防止センターは全部が直営なのか、または委託している市町 村もあるのか。

(事務局)

必ずしも直営のみではなく、直営のみ、委託のみ、直営と委託の両方に あてはまる市町村がある。直営のみは 34 市町村、委託のみは 8 市町村、 両方が 12 市町村である。

(植野委員)

委託した場合の対応に、市町村ごとに微妙な差異が出るのではないか。

(事務局)

市町村が虐待防止センターに委託できる業務は法律で規定されており、「通報・届出の受理」までとなっている。以降の対応は市町村担当課に繋ぐので、事実確認以降は市町村の責務になる。もし、市町村が事実確認以降の対応も委託先に投げてしまっているとすれば問題がある。

(植野委員

委託先の通報・相談受理の解釈と、市町村担当課の解釈が同じレベルなのか。

(事務局)

市町村窓口でも委託先でも、「虐待が疑われる内容であれば、虐待の疑いがなくなるまでは虐待事案として扱う」というのが国の方針である。委託先で受け付けた虐待が疑われる事案も市町村で事実確認をし、判断する必要がある。

(酒井委員)

通報受理の解釈が各市町村で違っているのではないか。

事実確認についても、「虐待なし・判断つかず」という事案はそのまま終 わってしまうのか、それとも引きつづき支援しているのか。

「虐待」と認定するには時間が必要であり、特に養護者虐待事案だと、 家の中のことなので判断しにくく、被虐待者も虐待を受けていると認識で きない場合もある。

(事務局)

市町村の対応をみる限り、通報受付後に虐待対応のみ行う市町村はほとんどない。家族や施設利用者への支援と併せ、虐待対応を進めている市町村がほとんどである。また、虐待判断がなされなかった事案でも、支援をしていないことはほとんどない。

(吉井委員)

虐待の疑いのある相談が件数として計上されていないケースがあるのではないか。積極的に取り組んでいる市町村は積極的に受付し、積極的でない市町村との間で格差が生じ、結果、千葉県内の実態を把握できていない

懸念がある。虐待が疑われる相談も受付件数として計上するように、何らかの形で県から市町村に伝えることが必要ではないか。

市町村職員は2、3年で異動してしまうため、虐待に係る通報受理・対応について、最初から勉強しなくてはならない。県・市町村で対応に努力が必要ではないか。

(佐藤部会長)

施設虐待における通報・届出者の種別について、本人からの割合はほとんど変わっていないが、26 年度は施設従事者からの通報の割合が幾分増加した。全体の通報数が落ちた中で施設従事者の通報割合が減っているわけではないということだが、施設従事者からの通報の割合は増加している反面、通報件数自体が減っているということは、虐待防止センターの受け止めが鈍っているのではないかと思う。職員の資質の問題など理由はさまざまだと思う。

相談や通報の件数は支給決定市でカウントしており、例えば九十九里町の施設を利用する船橋市民が虐待を受けた場合、発見者である地元の人は現地の虐待防止センターに相談・通報すると思うが、船橋の虐待防止センターがその事案を担うことになる。支給決定市と居住市町村が離れていると、虐待件数は支給決定市でカウントするので、居住市町村の関わりの実態は出てこない。地域的に件数の片寄りが出るだろうし、通報者・相談者からすると実態と違うということにもなるだろう。これは法施行時にはわからなかったことで、各市町村虐待防止センターのあり方を含め、相談通報や対応のシステムについて考え直すべき時期が来ていると思う。

(橋野委員)

施設虐待や使用者虐待は市町村がどこまで対応し、いつ県に引き継ぐのか、施設虐待は中核市が指導権限を持つ場合もあるので、その場合、県にどこまで相談し、中核市とどこまで一緒に動けばいいのか、きちんと把握

できておらず、県と連絡を取り合いながら対応した。事案への対応が遅れてしまってはいけないので、再度対応の流れを把握し、県と市の認識を統一していく必要がある。

浦安市の場合、CW が所属する障がい福祉課と、虐待防止センターを所管する障がい事業課と分かれている。「CW ですら当事者にとっては虐待者になる可能性がある」という意見がかつてあったので、浦安では2つの課に分けた。

現場としては、CW が多くのケースを抱えているため、その中で虐待が疑われる相談があっても虐待防止センターへ届けていない可能性があり得ると思う。CW が把握していたケースで、施設所在市町村の虐待防止センターから連絡がきた事案があった。虐待が疑われる事案とするかどうか CW としても悩みがあるのではないか。

(渋沢委員)

市町村ごとに対応の差があり、また、市町村では定期的に職員の異動もある。それは高齢者虐待や児童虐待の仕組みと違い、障害者虐待の対応の仕組みの弱い部分だと思う。県は市町村から依頼があれば対応するというスタンスを取っているが、そもそも困っているかすら分からない市町村もある。県は専門職が少ない中大変だと思うが、行政以外からの問い合わせなども含め、通報現場へ出ていけるような対応など、仕組み作りもお願いしたい。

(五十嵐委員)

通報届出者の種別について、上位3種別が載っているが、4位以下はどのようなものがあるのか。養護者虐待の場合、4位以下を合わせたら32.4%で、1位の本人の割合よりも多くなる。

(事務局)

近隣住民や知人からの通報や、家族や親族からの通報があげられる。また、医療機関なども上げられる。

(五十嵐委員)

県の重点事業に広報周知の充実がある。近隣住民や知人からの通報がどれだけ増えたかが、一つの指標になると思う。3位以下の項目についても注視してほしい。

もし、近隣住民が最初に気がついて市町村に情報を上げたのならば、虐 待発見の資源として近隣住民の重要性が増すと思う。

(課長)

近隣住民からの通報は一定割合ある。また、施設従事者虐待については 家族からの通報数が減っている。一方、相談支援専門員や障害者施設従事 者、つまり虐待があった施設以外の施設の方からの通報割合・件数が増え ている。特に家族や近隣住民は制度周知のバロメータでもある。研修のや り方等でご意見頂きたい。

(佐藤部会長)

船橋市では、通報や相談があった後、虐待対応後、生活支援の域に入っても職員がまだ事案を抱え込んでいたため、虐待対応の終結判断を早めにするために、市の連携協議会で事案を審議することとなった。警察も含め年に数回開催しているが、虐待認定をしようがしまいが、支援と終結後の対応が問題ないか確認できないと終結させない。船橋市は全国的にみても良いやり方をしていると思う。

(課長)

資料の説明について補足する。市町村ごとの対応について課題となっていたと思うが、小さい市町村など、研修の出席回数が少ないところもある。 今年度はそのような市町村には重点的に声をかけ、出席して頂いている。 異動で職員の入れ替わりもあるので、引き続き取組を続けていきたい。

専門職の関係については、定員もあるが出来るだけ努力していきたい。

資料 2-5 は全国厚生労働局長会議の資料である。本会議にて、虐待通報をした職員に対し施設が損害賠償請求を行った事案について報告があった。通報者に対し、通報を理由に損害賠償請求を行うことは、通報者の保護を定めた虐待防止法の趣旨に沿わないので、各都道府県で通報義務の徹底のため施設管理者等に対し適切に虐待通報を行うこと、また通報職員への不利益な取り扱いがなされないよう、様々な機会を通し周知徹底をはかること、さらに、施設事業所管理者等の研修受講状況を把握し、受講していない管理者については受講の徹底を図るようにとのことであった。

県としても、周知徹底の観点から、不利益取り扱いがなされないよう、 施設管理者等に対して通報義務の徹底について通知等を出した。ご理解を いただき、研修にもこのような内容を盛り込んでいく必要があると考えて いる。

③平成27年度障害者虐待防止・権利擁護研修について

(佐藤部会長)

今年度の研修の概況について、回数と内容から見れば、おそらく全国で一番研修を行っている。しかし、虐待通報件数は減っているという矛盾が生じている。ここ 2~3 年の傾向としてだが、虐待防止研修の内容が実質は行動障害の特性と支援の研修になっている。行動障害に対する支援がうまくいかないことが虐待の大きな理由であることは疑いがなく、この研修自体は重要なことであるが、法律そのものの研修をきっちり行うことが重

要である。

また、袖ケ浦で起きた虐待は行動障害に対する支援技術の問題もあったが、施設管理の問題が重大な本質である。来年度の研修はその点を踏まえ ご検討いただきたい。

(滑川委員)

施設関係者にお聞きしたい。施設では非正規職員等、様々な待遇の職員がいる。正規職員は研修に出る機会も多いと思うが、非正規職員の研修について、施設内でどのように対応されているのか。

また、警察など関係機関に対する虐待防止法の研修を今後検討してはどうか。

(早坂委員)

施設によって違いがあると思う。当法人では、有期契約で短時間勤務のパート職員でも、施設内で個別に研修の機会を設けている。しかし、小規模な法人だと GH の世話人を対象とした研修があっても、なかなか職員を出せなかったり、または行きたがらないという話をよく聞く。虐待防止法の通報義務があることすら徹底しきれてない施設はあると思う。世話人やパートの立場では、通報すると自分の立場がどうなるのか心配したり、または通報という言葉に怖気づくこともあるので、虐待通報に対する意識はとても低いのではないかと思う。

(稲阪委員)

当法人も職員が何百人もいるので、全ての職員に研修となると難しい。

県の研修について、身体拘束や行動障害の支援も大事だが、まずは虐待防止法をきっちり認識させることが大事と認識している。当方人では全職員を対象にして佐久間委員に講演をいただいた。年2回、全法人の職員を集めて行っている。それならば県の研修に職員を出すより、佐久間委員に

来ていただき、法律の切り口を柔らかく話してもらう機会が必要と感じる。 県の研修でも、そのような研修をメインにしてもらった方が良い。

施設虐待の通報件数の減少については、千葉県の行ってきた研修に効果を期待しつつ、まずは市町村の虐待防止センターそれぞれが機能し、虐待防止について市民に周知・啓発をしないといけない。

④障害者差別解消法について

(渋沢委員)

重点事項について、差別解消に約 5,000 万円の予算があるが、それはど こに使われるのか。

広域専門指導員が市町村と積極的に関わることは良いと思う。また、虐 待の個別事案に広域専門指導員が関わっていただくことが出来ないか。

(事務局)

障害者差別解消支援地域協議会の運営費という形で計上している。差別 関連の予算については、条例と解消法と、予算を一体的に組んでいる。

(課長)

補足として。この 5,000 万円の多くは、広域専門指導員の給与である。 地域協議会の部分について、昨年より広がりを見せた。地域協議会は、調 整委員会に少しメンバーを加え運営する予定なので、金額の伸びはあまり 大きくない。

(植野委員)

対応要領の添付部分の留意事項とあるが、これは他県ではあまり見かけないものである。留意事項について、他の県に例があったのか。

(事務局)

差別解消法を所管している内閣府で作成した対応要領を参考に作成している。対応要領については国の基本方針に則して策定されることとなっている。留意事項については、基本方針の内容を踏まえた形で検討している。

(植野委員)

その中に障害者条例や情報保障ガイドラインも盛り込まれているが、全国にはない特徴である。そのような記載は千葉ならではの考え方ということか。

(事務局)

千葉県独自の追記である。

(植野委員)

「望ましい」という文言を外して頂きたいと感じる。

(課長)

ワーキンググループでも意見があったが、マニュアルの形にすると「~しなければいけない」「~したほうがいい」など分かりやすくなる半面、マニュアル通りの対応になり、柔軟な対応が出来なくなるという考え方もある。そのような観点から「望ましい」という文言を使用している。できるだけガイドラインを使ってほしいと言いたいところだが、行政でガイドラインを示すとその通りになってしまい、状況にあった適切な対応ができないことも考えられるので、「望ましい」という標記にした。

(植野委員)

了解した。しかし、ガイドラインには「望ましい」と書いていないと思う。また、県職員が対応すると明記されている。留意事項は参考としてあ

るが、さらに「望ましい」と記載すると余計に遠回しな表現になるので外 してほしいと思った。

(稲阪委員)

私の法人でも対応要領をつくり、今度の理事会で審議するところだが、 対応要領の最初の部分は、国立のぞみの園のものを参考にしながら作成し ているので、同じような文言が並んでしまう。そこで留意事項の中に出て くる具体例がポイントとなると思う。

私の法人では児童から高齢者まで様々な事業所があるので、共通の対応 要領はあるが、具体的な事例等の留意事項は各事業所で考えることとして いる。同じような文言が並ぶ中で、どれだけ独自の要素を加えられるかと なると、現場からの具体的な事例になるのではないかと思う。

(佐久間委員)

差別解消法の講師として呼ばれることもあるが、「不当な差別的取り扱いの禁止はこれだ」と説明するよりも、「厄介者扱いをしてはだめ。このようなことは傷つきます」など分かりやすく説明すれば、現場の職員・一般人ともに分かってもらえる。また、合理的配慮の不提供の禁止についても、用語の意味が分からない方が多いので、「現に助けてと言っている方がいて、たいしたことじゃないからちょっとお手伝いすれば良い」というように説明すると納得を得やすい。日常生活のレベルに下げ、具体例をあげながらみんなで考えていく方法が一番有効なのではと思う。

(五十嵐委員)

対応要領の不当な差別的取り扱いの禁止について、身体障害、知的障害、 精神障害(発達障害を含む)と記載があるが、例えば発達障害は精神疾患の 一つなのか等、誤解や差別につながることも考えられる。いくつかの法律 では精神障害(発達障害を含む)となっているが、実際の現場でそのような 対応になっていないので、発達障害も並列に記載すれば誤解されることは ない。

(山岸委員)

対応要領について、県警は調整中とあるが、どの程度まで進んでいるのか。また、公安委員会の対応要領は他の対応要領と同じようなものなのか。

(事務局)

県警についてはパブコメ前の段階で、内部調整中である。内容については担当者レベルの話になるが、国レベルでも警察の対応要領があるので、 それを参考にしつつ、知事部局や教育委員会と内容を相談しながら策定作業を進めていると聞いている。

(白井委員)

最後に、浦安市が国のモデル事業をやってきた関係で、市町村の窓口と 言う切り口で橋野委員から一言いただきたい。

(橋野委員)

障害者・高齢者の虐待防止対策協議会メンバーで2年間モデル事業をやってきた。そこで「差別か虐待かが相談者にとってはわかりづらい」「障害者への偏見をなくしていく取り組みが一番重要ではないか」等の意見が出てきた。それらのモデル事業で行ってきた成果を浦安市の制度として残すため、3月議会に条例案を提出することとなっている。条例の中では障害者虐待と差別の相談を一体的に受けること、周知啓発も一体的にしていくこと。協議・検討については障害者だけでなく高齢者や児童等の虐待防止対策協議会と連携しながら検討していくことを盛り込んでいる。また、法律では努力義務になっている対策協議会や対応要領も作ると決めて条例に盛り込んだ。

また、今の通報窓口の名称は虐待防止センターとしているが、電話をかけづらいという意見が多くあったので、「浦安市権利擁護センター」という名称にして、幅広く相談を受けていく体制の準備をしている。

⑤広域専門指導員の活動報告について

(植野委員)

広域専門指導員の仕組みをもっとアピールしてほしい。障害者差別解消法で行政は法的義務となっている。手話通訳者は行政機関に設置されているが、相談先が行政で利害関係が出てくるとなると、対応要領があって、制度があっても障害者の立場からは相談しづらくなる。広域専門指導員が第三者として建設的に対話に関わるシステムは非常に良い機能なので、一層活用していただきたい。

以上